

令和2年4月1日
八尾市水道局

令和2年度からの社会保険等未加入対策の取組強化について

平成31年4月1日付け「水道局発注工事における社会保険等未加入対策の取組強化について」で平成31年4月1日以降に公告等を行う水道局発注工事については、社会保険等に未加入である建設業許可業者が受注者になることを禁止すると共に一次下請負人になることを受注者に禁止し、二次以下の下請負人とならないよう受注者が努めることを周知したところですが、令和2年4月から下記のとおり、さらなる取組強化を実施することとしましたので、お知らせします。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。(以下同じ。)

記

令和2年4月1日以降に公告等を行う全ての水道局発注工事については、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人とすることを禁止します。

また、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し、入札参加停止措置及び工事成績評価の減点を実施します。

※「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。(以下同じ。)

- 落札候補者又は落札者が、提出書類等により社会保険等未加入業者であることが判明した場合は、落札候補者の失格又は落札者決定の取消とし、入札参加停止措置を実施します。
- 受注者には、「社会保険等に関する誓約書」の提出を求めます。(様式1-1又は様式1-2)
- 建設業許可取得の有無に関わらず、二次以下を含む全ての下請負人が社会保険等に未加入であることが判明した場合は、受注者に対し、当該下請負人への加入指導を求める文書を発出します。
- 社会保険等未加入の建設業許可業者である下請負人が判明した場合は、受注者に対し、文書により、当該下請負人に対する加入指導及び加入したことが確認できる書類の提出を求め、指定期間内(一次は30日以内、二次以下は60日以内。ただし、受注者と水道局の契約期間内とする。)に加入確認ができなかった場合は、受注者に入札参加停止措置及び工事成績評価の減点を実施します。
- 入札参加資格登録されている者が、社会保険等に未加入であることが判明した場合は、入札参加停止措置を実施します。
- 法令により、社会保険等加入義務の適用除外となる場合は、社会保険等未加入業者とは扱いません。

【問い合わせ先】

八尾市水道局経営総務課管理係契約担当
072-923-6300(内線3157)